

■高速道路のご利用にご活用いただける各種情報のご案内

(1) 交通規制のご案内

- ポスター、チラシ、懸垂幕、立看板などで事前にお知らせします。
- NEXCO 中日本公式 WEB サイト内で、工事規制情報を確認いただけます。

<https://www.c-nexco.co.jp/construction/>

(2) お出かけ前に入手できる道路交通情報

■日本道路交通情報センターの道路交通情報

インターネット(道路交通情報 Now!) (<https://www.jartic.or.jp/>)や電話で道路交通情報をご確認いただけます。

電話番号 全国統一番号 050-3369-6666(携帯短縮ダイヤル「#8011」)

※全国どこからでも、最寄りの情報センターに接続します。

■iHighway 中日本(アイハイウェイ中日本)

全国の高速道路交通情報を PC・スマートフォンの WEB サイトを利用して、マップや文字でご確認いただけます。また、通行止めの発生または解除した際にメールでお知らせする「マイルート機能」などをご利用いただけます。



<https://www.c-ihighway.jp/>



■目で見えるハイウェイテレホン

主要高速道路情報を、携帯電話の WEB サイトでご確認いただけます。

なお、運転中の携帯電話の使用は法律で禁止されています。携帯電話をご利用の際は SA・PA でお願いたします。

<http://c-nexco.highway-telephone.jp/main/>



■NEXCO 中日本 東京支社公式 X(旧 Twitter)

神奈川・静岡(E1 東名・E1A 新東名・C4 圏央道など)を中心とした高速道路情報の発信をしています。

https://x.com/c_nexco_tokyo



(3) 高速道路上で入手できる道路交通情報

- 道路交通情報板
- ハイウェイラジオ(1620kHz)
- ハイウェイ情報ターミナル(サービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)に設置)
- VICS(VICS 対応ナビゲーションなどで、道路交通情報が入手できます)
- みちラジ(スマートフォンアプリ)

「みちラジ」は、高速道路を走行中のお客さまの位置情報をもとに、渋滞・事故・通行止めの情報や所要時間情報などを、あらかじめ設定した個人のスマホに明瞭な音声でプッシュ通知によりお知らせするものです。特に事故や落下物などの突発事故に対し発生地点の約 2km 手前で音声案内による注意喚起をおこないます。安全な走行のためにも、ぜひご利用ください。

道路交通法により、走行中の運転者による携帯電話の使用「ながら運転」は禁止されています。重大事故を引き起こす原因にもなる危険な行為ですので、ご利用の際は SA・PA でお願いいたします。



詳しくは以下のリンクよりアクセスください。

<https://www.c-nexco.co.jp/jam/michiradi/>



(4) その他

■道路緊急ダイヤル（#9910）

高速道路をご利用中に「故障車」や「落下物」、「道路の損傷」などを見つけたら、『#9910』道路緊急ダイヤル（通話料無料）にお電話ください。

なお事故の通報は 110 番までお願いいたします。

■お願い

(1)ゆとりをもった高速道路のご利用を

工事期間中は、渋滞や迂回により通常より所要時間が多くかかるおそれがあります。ゆとりをもった計画を立ていただき、お出かけ前には最新の交通情報を確認の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、天候および作業進捗などにより工事期間を変更する場合があります。情報板や立看板などでお伝えしてまいります。ご利用の際はお手数をおかけしますが、事前に通行止めや規制情報をご確認くださいませようお願いいたします。

(2)出発前には必ず車両点検を

車両火災や車両故障の原因となるエンジントラブル、タイヤバーストなど車両の故障を未然に防ぐため、出発前の車両点検をお願いいたします。



(3)渋滞末尾での追突事故にご注意を

渋滞時には、渋滞の車列の中や渋滞末尾での追突事故のおそれがあります。渋滞末尾に近づいた際にはハザードランプを点灯し、後続車に合図するなどして、追突事故の防止に心掛けてください。



(4)全席シートベルトの着用を

高速道路上の事故では、シートベルトを着用していない乗員が、衝突の反動で車の外に投げ出されて死亡する場合があります。

運転席と助手席だけではなく、後部座席も含め必ず全席シートベルトの着用をお願いいたします(2008年6月1日より道路交通法が改正され、後部座席のシートベルトの着用が義務付けられました)。



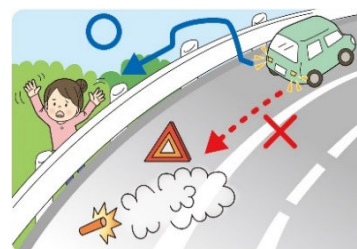
(5)高速道路上の停止車両や、車外に出ている人にご注意ください！

渋滞や故障、事故などにより停止した車両に後続の車両が追突する事故や、故障や事故などの様子を確認するため車外に出ていた人がはねられる事故が多発しています。高速道路上の停止車両や、車外に出ている人に、十分ご注意ください。

※「故障車」や「落下物」・「道路の破損」などを見つけたら道路緊急ダイヤル(**#9910**)で通報願います。

(6)高速道路上で停止した場合は

事故や故障などにより万が一高速道路上に停止してしまった場合は、ハザードランプを点灯するとともに、発炎筒・停止表示器材を車の後方に無理のない範囲で設置し、後続車へ合図してください(設置する際は車線から離れ、ガードレールなどの防護柵より外側の安全な場所を通過して移動してください)。



また、車内や道路上に残るのは大変危険ですので、運転者も同乗者も全員、通行車両や足元に十分に注意し、ガードレールなどの防護柵より外側の安全な場所へ避難してください。避難後は、道路緊急ダイヤル（#9910）や 110 番、非常電話などで通報をお願いいたします。

(7)高速道路の逆走にご注意を

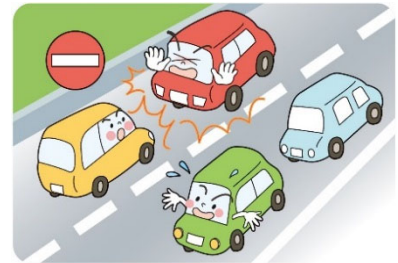
行き先や出口間違いをした際の U ターンなどにより、高速道路を逆走した車両が関係する重大事故が発生しています。

万が一、逆走車両を発見した場合は、料金所や SA・PA などの安全な場所から、110 番で通報をお願いします。

逆走車の情報を見聞きした場合は、速度を落とし、十分な車間距離をとって、前方車両の動向を注視しましょう。逆走車は追い越し車線を走行する傾向があります。

高速道路をご利用される際には、標識や路面標示をご確認いただき、指定された方向への走行をお願いいたします。

また、逆走をしてしまった場合には周囲をご確認のうえハザードランプを点灯して停止し、安全な場所から速やかに 110 番や非常電話で通報をお願いします。



目的のインターチェンジを行き過ぎてしまった場合は、高速道路上でバックや U ターン（転回）はせず、そのまま走行し、次のインターチェンジで降りてください。インターチェンジ出口では料金所スタッフががいるレーンをご利用いただき、料金所スタッフにお申し出ください。目的のインターチェンジまでお戻りいただけるようご案内しますので、料金所スタッフの指示にしたがってください。その際の通行料金は当初流入インターチェンジから目的のインターチェンジまでの通行料金となります。

※インターチェンジの構造などによっては対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(8)落下物にご注意ください！

落下物の責任は落とした人にあります。出発前や SA・PA などでの休憩時には、車両の点検をおこない、荷物を積載する場合はシートをかけてロープでしっかり固定するなど、走行中にゆるんだり、落下させたりしないよう注意してください。

落下物を見つけた場合は、安全な場所から道路緊急ダイヤル（#9910）に通報をお願いします。通報を受け、高速道路会社の道路管制センターが道路情報板に「落下物注意」の情報を表示するとともに、交通管理隊が落下物を回収します。

(9)「あおり運転」は絶対にやめましょう！

前方の車に極端に接近して運転するなどのいわゆる「あおり運転」は大変危険です。

車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追い越しは絶対におやめください。

危険な運転者に追われるなどした場合は、SA・PA など、交通事故に遭わない安全な場所に待避するとともに、警察に 110 番で通報してください。交通ルールを守って、思いやり・ゆずり合い運転を心掛けていただきますようお願いいたします（2020 年 6 月 30 日から道路交通法が改正され、「あおり運転」が厳罰化されました）。

(10)早めの車線変更のお願い

工事車線規制に伴い車線が減少している箇所、追突事故や交通規制機材に接触する事故が増えています。工事車線規制をおこなう場合、規制箇所の手前から工事標識を設置していますので、工事標識を確認した場合は、早めのウィンカー点灯と早めの車線変更をお願いいたします。

なお、渋滞中は早めに合流すると交通の流れが悪くなります。渋滞中の合流時は規制箇所の先頭まで進み、お客さまが一台ずつ交互に合流する「ファスナー合流」にご協力をお願いいたします。

(11)守っていますか？ キープレフト

高速道路の追越車線は追越のための車線です。追越を終えたらすみやかに走行車線に戻り「キープレフト」を守りましょう。

走行車線（左側車線）に車がないにもかかわらず追越車線を走り続けることは道路交通法違反です。

特に、トレーラー、大型貨物自動車等は高速道路での通行帯が指定されています。

■トレーラー

原則として、一番左側の車線を走行。

■大型貨物自動車・大型特殊自動車

右の標識が設置されている指定区間では、原則として一番左側の車線を走行。



以 上